規制の事前評価書

法律又は政令の名称:植物防疫法の一部を改正する法律案

規制の名称:(ア)侵入警戒有害動植物に係る通報制度

(イ) 緊急措置命令の拡充

- (ウ)総合防除計画における遵守事項に基づく農業者への防除の勧告・ 命令
- (エ)植物以外の物品による有害動植物の侵入・まん延の防止に係る措 置の法への位置づけ
- (オ) 土等による有害動植物のまん延の防止に係る措置の法への位置づけ
- (カ)出入国旅客に対する携帯品の検査
- (キ) 有害な雑草の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ
- (ク) 登録検査機関による輸出植物等の検査の一部実施

規制の区分(新設、改正(拡充、緩和)、廃止※いずれかに〇印を付す。

担 当 部 局:農林水産省消費·安全局植物防疫課

評 価 実 施 時 期: <u>令和3年(2021年) 11月~令和4年(2022年) 2月</u>

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は 5~10 年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。 (現状をベースラインとする理由も明記)

昨年5月に農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」において、「2050年までに化学農薬使用量をリスク換算で50%低減する」との目標が掲げられた。

他方、近年、温暖化等による気候変動、人やモノの国境を超えた移動等を背景として、国際的に有害動植物の発生地域が拡大していることに加え、有害動植物が諸外国から直接飛来したり、植物以外の物品を介して侵入することが懸念されるなど、我が国への有害動植物の侵入リスクが高まっている。

また、国内においては、有害動植物の発生地域等の拡大、発生量の増加、発生時期の 早期化等が報告されるなど、有害動植物のまん延リスクが高まっており、農業生産の現 場に影響が生じている。 ※ これまで国内未発生だったツマジロクサヨトウが、令和元年に日本国内(鹿児島県)で初めて発見されたほか、例年沖縄県を中心に飛来が確認されていたミカンコミバエが、令和2年には九州の複数県で飛来が確認されている。

さらに、農林水産省の調査によれば、令和2年産の水稲で虫害が発生したと報告 した都道府県は17県にのぼり、平成19年の調査開始以降、最多を記録している。

また、令和2年には、全国的な暖冬の影響から、スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)の個体が水田内や用水路内で越冬したことにより水稲への被害が発生するとともに、トビイロウンカが過去10年で最も速いペースで飛来・増殖したことで、 東海以西の広い地域で被害が発生した。



スクミリンゴガイ (ジャンボタニシ)

また、国際的にも化学農薬の低減等による環境負荷の低減が課題となっていることに加え、化学農薬に過度に依存した防除により薬剤抵抗性が発達した有害動植物が発生するなど、これまでの化学農薬に依存した防除体系では、いずれ有害動植物の防除が困難となるおそれがある。

- ※ EUは、令和2年5月、「ファーム to フォーク戦略」として、化学農薬の低減等に向けた数値目標を打ち出しており、我が国も、令和3年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」において、低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発によって、2050年までに化学農薬の使用量(リスク換算)を50%低減するという目標を掲げている。
- ※ 平成 28 年、薬剤耐性を獲得したりんご黒星病菌が発生し、急激に発生面積が増加するなど、平成 30 年まで多発傾向にあった。

さらに、国際植物防疫条約(昭和 27 年条約第 15 号)に基づく国際基準の制定等が進められているほか、令和 7 年(2025 年)に2 兆円、令和 12 年(2030 年)までに5 兆円という農林水産物・食品の輸出額目標の達成に向けて、政府一丸となって輸出促進に取り組む中で、輸出検査業務も急増するなど、植物防疫をめぐる状況は複雑化している。

ア 侵入警戒有害動植物に係る通報制度

従来、沖縄県を中心に飛来が確認されていたミカンコミバエ種群が九州各県で確認されるなど、近年、温暖化等の気候変動、人やモノの移動の増加を背景として、諸外国からの病害虫の侵入リスクが増加している。現状のままでは、侵入した有害動植物の早期発見が遅れ、結果として、侵入有害動植物の分布範囲が拡大し、被害が広がるおそれがある。

(参考) ミカンコミバエ種群の誘殺状況

これまで、九州本土へのミカンコミバエ種群の飛来はほとんど確認されなかったが、2020年以降、九州各県において飛来が確認されている。







ミカンコミバエ種群 (左:成虫、右:幼虫の果実への寄生状況)

イ 緊急措置命令の拡充

現在、法第 18 条第 2 項に基づく緊急措置命令の対象は、植物等の消毒・除去・廃棄の措置のみに限られているが、新たに国内に侵入した場合に重大な損害を与えるおそれが予測されている有害動植物の中には、まん延速度が速いものがある。このため、現状の措置だけでは侵入が確認された際に十分な対応ができず、侵入した有害動植物がまん延し、国内の農作物に重大な被害を生じるおそれがある。

ウ 総合防除計画における遵守事項に基づく農業者への防除の勧告・命令

温暖化等による有害動植物の分布域の拡大・発生量の増加や、薬剤抵抗性の発達等により、有害動植物が発生しにくい生産条件の整備など有害動植物の発生予防と発生状況に応じた適時防除とを適切に組み合わせた防除に地域全体で取り組まなければ防除が困難なケースが生じている。都道府県が農業者に対し防除の実施について勧告・命令を行えるようにしなければ、一部の農業者がこうした防除を行わないことにより、有害動植物がまん延し、農作物に重大な損害を与えるおそれがある。

エ 植物以外の物品による有害動植物の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ

近年、植物以外の物品を介した有害動植物の侵入又はまん延のリスクが国際的に指摘されている。国際植物防疫条約に基づく国際基準の策定も進められており、こうした動きに合わせて中古農業機械等に対する輸入検疫を開始した国もある。

また、現在、法に基づく緊急防除を実施しているテンサイシストセンチュウの国内 への侵入経路の一つとして土の付着した中古農業機械が疑われるとの見解が示されて いる。

植物及びその容器包装のみを輸入検疫の対象とする現状の措置だけでは、土や病害 虫が付着した植物以外の物品を介し、新たな有害動植物が国内に侵入・まん延し、国 内の農作物に重大な被害が生じるおそれがある。



テンサイシストセンチュウ (左: 雌成虫、右: シスト内の卵及び幼虫)

オ 土等による有害動植物のまん延の防止に係る措置の法への位置づけ

現在、法に基づく緊急防除を実施しているジャガイモシロシストセンチュウや、テンサイシストセンチュウは、土壌伝染性の有害動物であり、土の移動によりまん延することが知られている。実際に、米国やカナダでは、ジャガイモシロシストセンチュウの国内移動に関し、寄主植物であるジャガイモ等のみならず、土壌や機械も規制の対象としているところ。



図 ジャガイモシロシストセンチュウ A:ジャガイモ地上部の被害 B:シストが寄生した根 C:雄成虫 D:幼虫 E:シスト ※雄成虫は1.2mm程度、幼虫は0.5mm程度、シストは0.6mm程度。

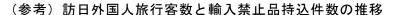
また、有害動植物の中には、地域において共同利用される農業機械や訪花昆虫を介してまん延することが確認されているものもある。

このため、土や物品等を防除の対象に追加しなければ、緊急防除時において、対象 有害動植物のまん延防止対策を迅速に行えず、被害の拡大及び防除の長期化を招くお それがある。

カ 出入国旅客に対する携帯品の検査

近年、中国などアジア諸国を中心とした訪日外国人の急増を背景として、入国者の 手荷物として持ち込まれる輸入禁止品などが増加しており、海外からの有害動植物の 侵入リスクが高まっている。

植物防疫官に入国者が植物等を所有しているかどうかについて質問・検査を行う権限が付与されていない現状のままでは、入国者が持ち込んだ輸入禁止品等を介し、検疫有害動植物が国内に侵入・まん延し、国内の農作物に重大な被害が生じるおそれがある。





キ 有害な雑草の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ

植物防疫に関する国際ルールの中で有害動植物に雑草が含まれることが明確化され、実際に米国、豪州等多くの国において雑草が検疫の対象とされている。

また、近年、国内において外来雑草が有用な植物に被害を与えているとの報告がある(例えば、アレチウリに対し慣行防除を行ったほ場に対し、これを行わなかったほ場ではダイズの収量が 78%減少したとの報告がある)。植物防疫法の有害植物には雑草が含まれないことから、現状のままでは、有害な外来雑草の我が国への侵入や国内に発生する有害な雑草のまん延を防止することができず、農作物に大きな被害が生じるおそれがある。



アレチウリ



ダイズ畑を覆いつくすアレチウリ

ク 登録検査機関による輸出植物等の検査の一部実施

政府として農林水産物の輸出に向けた取組を行っており、食料・農業・農村基本計画等では、農林水産物・食品の輸出額を令和7年(2025年)に2兆円、令和12年(2030年)までに5兆円とする目標が設定されたところである。このような状況の中で、近年、輸出植物等の検査業務は急増(平成22年(2010年):約5.7万件→令和元年(2019年):約9.4万件)しており、今後も増加が見込まれる状況にある。

加えて、近年、輸入国の要求事項が、検査に時間を要する PCR 法を用いた精密検

査、消毒の確認など多様化している。

このように、輸出植物等の検査件数及び輸入国が要求する検査が多様化する中で、 国(植物防疫所)の人員だけで検査を行う現状の仕組みのままでは、輸出者のニーズ に応じた輸出植物等の迅速な検査が行えず、円滑な輸出に支障を生じるおそれがあ る。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯 (効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した 結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

ア 侵入警戒有害動植物に係る通報制度 (新設)

【課題及びその発生原因】

有害動植物の侵入リスクが高まる中、新たに外国から国内に、又は国内の既発生地域から未発生地域に侵入した有害動植物を早期に発見し、早期防除につなげるための調査体制を整える必要がある。病害虫の侵入を早期に把握するためには、農業者等からの目撃情報が重要であるものの、農業者等による通報体制は整備されていない。

【規制以外の政策手段】

規制以外の手段として、行政指導により通報を求めていくことが考えられるが、行政指導の場合、有害動植物のまん延防止に対する意識の高い者からは通報がなされる 一方、意識の低い者からは報告がなされないという課題があることから、規制手段の 採用が妥当である。

【規制の内容】

侵入警戒有害動植物が新たに国内に侵入し、又はまん延するおそれがあると認めた 者は、遅滞なくその旨を農林水産大臣又は都道府県知事に通報しなければならないこ ととする。

イ 緊急措置命令の拡充(拡充)

【課題及びその発生原因】

現在、緊急措置命令の対象は、植物等の消毒・除去・廃棄等の措置のみに限られているが、新たに国内に侵入した場合に重大な損害を与えるおそれがあると予測されている有害動植物の中には、まん延速度が速いものがあることから、こうした有害動植物については、既存の措置だけでは侵入時に迅速かつ効果的な対応ができない。

【規制以外の政策手段】

規制以外の手段として、行政指導により、寄主植物の栽培、植物等の移動等の自粛を要請することが考えられるが、行政指導の場合、強制力がないため措置の実効性を確保することができず、対象有害動植物のまん延を防止することが困難であることから、規制手段の採用が妥当である。

【規制の内容】

緊急でいとまがない場合に実施することができる緊急措置命令の内容に、既存の植物等の消毒等に加え、植物の栽培規制、植物等の移動規制及び物品又は施設の消毒等の措置を追加する。

ウ 総合防除計画における遵守事項に基づく農業者への防除の勧告・命令(新設) 【課題及びその発生原因】

温暖化等による有害動植物の分布域の拡大・発生量の増加や薬剤抵抗性の発達等により、化学農薬のみに依存した防除体系では防除が困難な有害動植物が増加している。このような状況の下、有害動植物が発生しにくい生産条件整備等の発生予防、発生状況に応じた適時防除等を適切に組み合わせた総合的な防除の推進を図っていくことが必要である。

一方、こうした総合防除の取組の中には、地域全体で取り組むことが必要なものがあるが、一部の農業者がこうした防除を行わず、周囲の農作物に損害を与えているような場合でもそれを是正する措置がない。

【規制以外の政策手段】

規制以外の手段として、行政指導により、防除の実施を要請することが考えられるところであるが、行政指導の場合、強制力がないため措置の実効性を確保することができず、周辺への有害動植物のまん延を許してしまうことから、規制手段の採用が妥当である。

【規制の内容】

指定有害動植物に関し、農林水産大臣が発生の予防を含めた防除を推進するための基本指針を、都道府県知事が当該防除の実施に関する計画を定めることとするほか、都道府県知事は、当該計画において農業者が遵守すべき事項を定めることができることする。

都道府県知事は、農業者が遵守すべき事項に即して必要な助言・指導を行うとともに、それに即した防除が行われず、農作物に重大な損害を与えるおそれがあると認めるとき(農林水産大臣が異常発生時に防除に関する指示をした場合は、指定有害動植物の急激なまん延を防止するために必要があると認めるとき)において、勧告・命令を行うことができることとする。

エ 植物以外の物品による有害動植物の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ (新設)

【課題及びその発生原因】

近年、植物以外の物品を介した有害動植物の侵入又はまん延のリスクが国際的に指摘されている。また、国際植物防疫条約に基づく国際基準の策定も進められており、 こうした動きに合わせて実際に物品に対する輸入検疫を実施している国もある。

また、植物防疫法に基づく緊急防除を実施しているテンサイシストセンチュウの侵 入経路の一つとして土が付着した中古農業機械が疑われるとの見解が示されている。

しかしながら、現状では植物以外の物品を介した検疫有害動植物の侵入を防止する 目的で、中古農業機械等の物品に対して強制力をもって検査を行うことができない。

【規制以外の政策手段】

規制以外の手段として、行政指導により、植物以外の物品の検査実施への協力を要請することが考えられるところであるが、行政指導の場合、強制力がないため措置の 実効性を確保することができず有害動植物のまん延を許してしまうおそれがあること から、規制手段の採用が妥当である。

【規制の内容】

植物防疫官が行う立入検査、輸出入検疫及び国内検疫のために講じる措置の対象に 農機具等の物品を追加することができるよう措置する。

オ 土等による有害動植物のまん延の防止に係る措置の法への位置づけ(拡充)

【課題及びその発生原因】

農林水産大臣は、緊急防除の実施に際して、土及び農機具等に対する移動規制、並びに有害動植物が付着しているおそれがある土等に対する消毒等の措置を講ずることができないため、センチュウ類や火傷病菌など、土や物品を介して拡散する有害動植物に対して十分なまん延防止措置を講じることができない。

【規制以外の政策手段】

規制以外の手段として、行政指導として、これら土等の移動の禁止等について要請を行うことが考えられるが、強制力がないため措置の実効性を確保することができず、対象有害動植物のまん延を防止することが困難であることから、規制手段の採用が妥当である。

【規制の内容】

農林水産大臣は、緊急防除を行うため、

・ 有害動植物が付着しているおそれがある植物又は容器包装に加え、新たに有害動植物そのもの、土及び農機具等の物品についても、譲渡又は移動を制限し、又は禁止することができることとする。

有害動植物が付着しているおそれがある植物等に対し、付着のおそれがある植物又は容器包装に加え、新たに有害動植物そのもの及び土についても、消毒、除去、廃棄等を命じることができることとする。

カ 出入国旅客に対する携帯品の検査(新設)

【課題及びその発生原因】

植物防疫官は、出入国者の携帯品中に植物が含まれている可能性がある場合にあっても、携帯品に植物が含まれているかどうかを判断するために強制力をもって質問・ 検査することができない。

【規制以外の政策手段】

これまで同様、植物防疫官は任意で出入国者の携帯品中の植物の有無について質問及び検査することが考えられるが、強制力をもたないため、検疫有害動植物の侵入等を許してしまう可能性があることから、規制手段の採用が妥当である。

【規制の内容】

植物防疫官は、

- ・ 入国者に対して、その携帯品のうちに、植物、検疫指定物品又は輸入禁止品が 含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度 において、当該携帯品を検査することができることとする。
- ・ 出国者に対して、その携帯品のうちに、輸入国が我が国の植物検疫証明を必要 としている植物等が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うと ともに、必要な限度において、当該携帯品を検査することができることとする。

キ 有害な雑草の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ (新設)

【課題及びその発生原因】

現在、雑草は法による検疫及び防除の対象となっていないため、海外で農作物に重大な被害を与える雑草が認められた場合であっても、検疫によりその侵入防止を図ることができない。

【規制以外の政策手段】

行政指導として、雑草を輸入しないこと等を要請し、又はこれまで同様、雑草を検 疫の対象とはせず、海外から侵入を許した場合も国内で防除することが考えられる が、強制力をもたないため、まん延防止措置が効果的なものとならないことから、規 制手段の採用が妥当である。

【規制の内容】

有害植物の定義に「草」を追加し、有用な農作物に損害を与えるおそれがある雑草を新たに法に基づく検疫及び防除の対象とすることができるようにする。

ク 登録検査機関による輸出植物等の検査の一部実施 (緩和)

【課題及びその発生原因】

近年、輸出植物等の検査業務は急増しており、今後も増加が見込まれる状況にある。さらに、輸入国の要求事項が、検査に時間を要する PCR 法を用いた精密検査、消毒の確認など多様化しているところ。一方、国際植物防疫条約及び同条約に基づく国際基準では、国(公的植物防疫機関)の権限の下で政府職員以外の者も植物検疫証明書の発給のための検査を行うことが許容されており、実際に米国や豪州等において政府職員以外の者が輸出検査を行っているところ、我が国では輸出検査を行える者が国(植物防疫官)のみに限定されている(法第10条)。このような状況の中で、国(植物防疫所)の人員だけで検査を行う現状の仕組みのままでは、輸出者のニーズに応じた輸出植物等の迅速な検査が行えなくなる可能性がある。

【規制(緩和)以外の政策手段】

規制緩和以外の手段として、検査業務の内容や業務の状況を勘案して必要と認める場合に、その都度検査業務の一部を民間等へ委託することも考えられるが、委託のための手続に時間を要するため、輸出検査業務の効率化にはつながらない。これに加え、委託先の業務パフォーマンスを一定に保つことが難しいため、不適合事例が生じ我が国の輸出検疫制度の信頼性を損ねるおそれもある。

【規制(緩和)の内容】

植物防疫官は、検査を行うために必要な知識や能力等、法で規定した要件に適合する者として農林水産大臣の登録を受けた者(登録検査機関)が、農林水産省令で定めるところにより、当該登録に係る検査において輸入国の要求に適合する旨の確認をした植物等については、検査の一部を行わないことができる(登録検査機関による検査の実施を可能とする。)。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

- ア 侵入警戒有害動植物に係る通報制度
- イ 緊急措置命令の拡充
- オ 土等による有害動植物のまん延の防止に係る措置の法への位置づけ

【遵守費用】

侵入警戒有害動植物の通報に関しては、10分程度の短時間の通信費しか発生しないと思われるため、費用の増加はほぼない。

また、緊急措置命令の拡充により農業者の取り組むべき防除対策は増えるものの、 緊急防除の実施により生じた損失は国費により補償される(法第20条)ため、遵守 費用の増加は生じない。

同様に、この他緊急防除及びその関連対策の実施にあたり、農業者等に生じる費用 (法第 17 条から第 21 条に基づく措置により生ずる費用)についても、遵守費用は生 じない。

【行政費用】

侵入警戒有害動植物の通報に関しては、受理した情報の事務処理業務しか発生しないため、行政費用の増加はほぼない。

緊急措置命令の拡充により植物防疫官による移動規制に関する監視業務は増えるものの、こうした業務は告示後に行うこととなる業務の前倒しであり、全体として行政 費用の増加は生じない。

なお、この他緊急防除及びその関連対策の実施にあたり、国(植物防疫所)において生じる費用(法第17条から第21条に基づく措置により生ずる費用)については、本措置が緊急防除の迅速かつ効果的な実施のために行うものであり、緊急防除の対象地域や期間の拡大を防止する効果を有することから、全体として増加は生じない又は限定的なものになると想定される。

ウ 総合防除計画における遵守事項に基づく農業者への防除の勧告・命令 【遵守費用】

法改正後の指定有害動植物の防除(法第22条から第28条)では、国の総合防除基本指針に即し、都道府県が総合防除計画を策定するとともに、必要に応じて農業者が遵守すべき事項を定め、これに基づき農業者に対し防除に関して必要な助言と指導を実施することで、指定有害動植物のまん延の防止を図っていくこととしている。

農業者への勧告・命令は、こうした都道府県の助言・指導を行ったにもかかわらず、農業者が遵守事項を遵守せず、農作物に重大な損害を与えるおそれがある場合に行うものであり、その遵守費用は、都道府県が設定する遵守事項が決まらないと具体的な試算は困難である。一方で、総合防除における遵守事項は、農業者が病害虫を適切に防除していく上で不可欠となる通常の営農活動の範囲内の取組みであると想定されることから、勧告・命令に伴う遵守費用は小さい。

【行政費用】

農業者への勧告・命令に伴う行政費用については、病害虫防除に係る企画や防除指導がこれまでも都道府県病害虫防除所の業務として実施されてきたものであり、また、本措置は防除指導の効率的な実施に資するものであることから追加的な行政費用は生じない。

エ 植物以外の物品による有害動植物の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ

【遵守費用】

植物以外の物品に対する輸入検査等の実施にあたり、国(植物防疫所)において生じる費用の増加額(法第6条、第8条及び第9条に基づく措置により生ずる費用の増加額)については、検査の対象とする物品の範囲が確定していないこと等から推計するのは困難であるが、国際基準等において最もリスクが高いとされている中古農業機械を検疫指定物品として新たに輸入検査の対象に追加した場合、輸入検査の実施にあたり、コンテナターミナル等の輸入港の一定の場所にその荷口を留め置くための費用(手数料)が必要となることが想定される。具体的には、コンテナターミナルの場合では輸入者がターミナル管理者に支払う費用(手数料)として、約22,000円/コンテナの費用の発生が見込まれる。

なお、国(植物防疫所)では輸入検査にあたり申請手数料や検査手数料を徴収しないので、国に対し支払う費用は発生しない。

【行政費用】

植物以外の物品に対する輸入検査等の実施にあたり、国(植物防疫所)において生じる費用の増加額については、検査の対象とする物品の範囲や具体的な検査の実施方法が明確となっていない現段階において推計するのは困難である。一方で、例えば農業機械は新車、中古合わせて全体で4万~12万台/年程度輸入されていると推定さ

れ、このうち1割程度が中古農業機械と仮定した場合、新たに発生する中古農業機械の検査件数は、多くて12,000件程度であり、こうした検査増に対応する行政費用が発生すると考えられる(現在、全国の植物防疫官963名で年間563,635件の輸入貨物検査(1人あたり585件)に対応しているところ。)。

カ 出入国旅客に対する携帯品の検査

【遵守費用】

出入国者の携帯品中の植物等の有無の質問・検査権限の付与(法第8条第8項及び 第10条第6項)については、携帯品の検査や質問を受けるのみであり、遵守費用は ほとんど生じない。

【行政費用】

これまで任意で行ってきた質問・検査について、法的な権限に基づく強制力のある 業務として追加したものであるため、追加の行政費用は発生せず、むしろ検査業務の 円滑化による行政費用の低減が期待できる。

キ 有害な雑草の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ

【遵守費用】

雑草が有害植物の1つとして法の規制の対象(法第4条、第6条から第9条、第10条、第16条の2から第16条の5、第17条から第21条、第22条から28条)となっても、実際に特定の雑草を輸入検疫の対象とするためには、国際植物防疫条約の定めによりリスク分析の手続を経る必要があり、また検疫措置の具体的内容についてもリスク分析により決定する必要があるところ。加えて、諸外国において様々な種類の検疫措置が採用されているところ。このため、遵守費用は、今後、個別の雑草種を検疫有害動植物として省令において指定する際に、リスク分析で決定した検疫措置の具体的内容に応じた額として事業評価の中で示していく。

【行政費用】

遵守費用と同様、今後、リスク分析で決定した検疫措置の具体的内容に応じた額と して省令の事前評価の中で示していく。

ク 登録検査機関による輸出植物等の検査の一部実施

【遵守費用】

規制緩和項目のため、⑦に記載。

【行政費用】

規制緩和項目のため、④に記載。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、 緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行 う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」 として記載することが求められる。

ク 登録検査機関による輸出植物等の検査の一部実施

【行政費用】

登録検査機関が輸出検査の一部を行う際の具体的な運用について確定した内容がない現段階において費用を把握することは困難だが、登録検査機関が検査の一部を担うことにより、国(植物防疫課及び植物防疫所)が行う輸出検査に係る業務量の低減が期待できる一方で、登録機関の登録や管理に伴う新たな業務が国に発生するので、全体として、これまでの費用と比べて大きな差は生じないものと思われる。

3 直接的な効果(便益)の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。 定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度 どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

- ア 侵入警戒有害動植物に係る通報制度
- イ 緊急措置命令の拡充
- オ 土等による有害動植物のまん延の防止に係る措置の法への位置づけ 本措置は、緊急防除の範囲や期間の拡大の防止を通じて、侵入病害虫の早期発見、 早期防除に資するものであり、数十億円に至ることもある緊急防除に要する費用を削 減することができる。なお、具体的な便益については、緊急防除の対象病害虫、範 囲、期間等事案毎に異なるため、便益の定量化は困難。
- ウ 総合防除計画における遵守事項に基づく農業者への防除の勧告・命令 本措置により、有害動植物のまん延による農作物被害(収穫量の減少等)の回避が 図られる。

総合防除を行わない農業者がいた場合、有害動植物がまん延し周囲の農作物に被害を与えることがあり得るが、遵守事項の勧告・命令により必要な防除を行うことで、

このような農作物への被害による損失の回避が期待できる。なお、具体的な便益については、防除対象の農作物の種類、有害動植物の種類、地域等により異なるため、定量化は困難。

エ 植物以外の物品による有害動植物の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ

本措置により中古農業機械を介した検疫有害動植物の侵入を防止することにより、 当該検疫有害動植物の侵入による農作物被害や防除費用の発生を最小限に抑えること ができる。例えば、欧米などに分布するニセネコブセンチュウは、中古農業機械など に付着した汚染土壌により人為分散することが知られているが、当該センチュウによ り馬齢しょでは約65%の減収が生じたとの報告があり、こうした検疫有害動植物の被 害に伴う損失の回避等が期待できる。

カ 出入国旅客に対する携帯品の検査

新たに植物防疫官に、植物等の持ち込みの有無に関しての質問・検査権限を付与することにより、水際での検疫の強化が行われれば、チチュウカイミバエ、ミカンコミバエなど有害動植物の侵入による損害や防除費用の発生を最小限に抑えることができるものと考えている。

キ 有害な雑草の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ

輸入検疫の対象とする雑草は、今後、リスク分析手法等を確立し、これに基づき評価を行い決定していくこととなるため、具体的な便益の額は、リスク分析で決定した検疫措置の具体的内容に応じた額として省令の事前評価の中で示していくが、仮に海外で農作物に重大な損害を与える雑草があった場合に、本措置を導入することにより、国内の農作物に被害を与える雑草の侵入による損害や防除費用の発生を最小限に抑えることができるものと考えている。

- ク 登録検査機関による輸出植物等の検査の一部実施 規制緩和項目のため、⑦に記載。
- ⑥ 可能であれば便益(金銭価値化)を把握

把握(推定)された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

- ア 侵入警戒有害動植物に係る通報制度
- イ 緊急措置命令の拡充
- オ 土等による有害動植物のまん延の防止に係る措置の法への位置づけ 緊急防除を行う場合、その費用は数十億円に至ることもあるが、本措置により当該 費用の発生を最小限度に抑えることが期待できる。
- ウ 総合防除計画における遵守事項に基づく農業者への防除の勧告・命令 総合防除を行わない農業者がいた場合に、有害動植物がまん延し周囲の農作物に被 害を与えることによる損失の回避が期待できるが、案件毎に大きく異なるため便益の 定量化は困難。
- エ 植物以外の物品による有害動植物の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ

中古農業機械等を介して侵入する検疫有害動植物による被害の発生を最小限度に抑えることが期待できる。例えば、3⑤エのケースにおいて、輸入農業機械に付着した土壌を介してニセネコブセンチュウが我が国全域に侵入したと仮定した場合、想定される被害の大きさから緊急防除を行う可能性も考えられ、その場合の費用は数十億円に至ることもあるが、本措置により当該費用の発生を回避する効果が期待できる。

カ 出入国旅客に対する携帯品の検査

有害動植物の侵入による損害や防除費用の発生を最小限に抑えることが期待できる。例えば、チチュウカイミバエやミカンコミバエなどの輸入禁止対象ミバエ類が輸入禁止品の果実を介して我が国に侵入するリスクがあるが、我が国での過去の根絶防除実績などから、これらミバエ類が侵入した場合の緊急防除の費用が数十億円に至ることも考えられ、本措置により当該費用の発生を回避する効果が期待できる。

キ 有害な雑草の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ

有害動植物の侵入による損害や防除費用の発生を最小限に抑えることが期待できる。海外においても、アレチウリの例(1①キ)のように、雑草の被害により農作物の収量が減少したとの報告がある。日本未発生の雑草が我が国に侵入した場合に農作物にもたらす被害の程度については、今後行うリスク分析により検疫措置の具体的内容が決定しなければ推計できないものの、該当の雑草種を輸入検疫の対象としてその侵入を未然に防ぐことで、その被害を回避することによる利益を生み出すことができる。

ク 登録検査機関による輸出植物等の検査の一部実施 規制緩和項目のため、⑦に記載。 ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果(効果)であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

ク 登録検査機関による輸出植物等の検査の一部実施

本措置の導入後も、国はこれまでと同様の体制で検査を行う予定である。登録検査機関の中には検査手数料を徴収するものがあると思われるが、輸出者は検査を行う者について、検査に要する時間や検査場所の利便性など検査手数料以外の要素も考慮の上、自らの意思により、国及び登録検査機関の中から任意の者を選択することができることから今回の措置は必ずしも追加の遵守費用が生じるものではない。

本規制の緩和は、輸出検査を行える者を従来の国(植物防疫官)に加え国が登録した第三者機関にも拡げることで、輸出者の受検に係る選択肢を増やし、利便性の向上を図ろうとするものであり、直接の金銭的な便益は発生しないが、輸出量の増加や輸出コストの低減などの間接的な便益をもたらすものと考える。

輸出検査の迅速化が図られた場合の例として、登録検査機関の利用により精密検査に要する期間が短縮されることが考えられる。もし精密検査対象の種子の荷口が港の倉庫に保管されていた場合、当該倉庫における種子の保管料として2万円/t/日の費用を削減できることになる。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」 の結果を活用して把握する。

有用な植物を害する有害動植物に対する検疫及び防除に係る新たな規制の導入により有害動植物の付着リスクが軽減することで、日本産ブランドへの信頼が確保され、価格が落ちることなく我が国の高品質な農林産物の生産・販売につながり、我が国の農林業の発展と輸出促進に大きく寄与するものと考えられる。

また、1①ウの措置により、総合防除の推進を図ることができ、この効果として、使用農薬量の削減による環境負荷の低減や防除に要する作業時間の削減などが期待できる。

5 費用と効果(便益)の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当 化できるか検証

上記2~4を踏まえ、費用と効果(便益)の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果(便益)が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果(便益)の方が費用より大きい場合等に、効果(便益)の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の 関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析
- ア 侵入警戒有害動植物に係る通報制度
- イ 緊急措置命令の拡充
- オ 土等による有害動植物のまん延の防止に係る措置の法への位置づけ 2③ア、イ、オのとおり、遵守費用の発生はほぼない。また、行政費用についても 無い又は限定的なものと見込まれる。
 - 一方、これらの措置を講ずることで、同様の例において場合によっては数十億円を要する緊急防除に係る経費を最小限度に抑える効果が期待でき(3⑥ア、イ、オ)、費用より便益の方が上回ると考えられることから、当該規制を導入することは妥当である。
- ウ 総合防除計画における遵守事項に基づく農業者への防除の勧告・命令 追加的な遵守費用や行政費用はほぼ発生せず(2③ウ)、一方で本措置の実施によ り有害動植物のまん延に伴う周囲の農作物への損失を回避する効果が便益として見込 まれる(3⑥ウ)ことから、当該規制を導入することは妥当である。

エ 植物以外の物品による有害動植物の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ

2③エのとおり、遵守費用に関しては、検査の対象とする物品の範囲が確定していないこと等から推計するのは困難であるが、輸入者への聞き取り等から、主な品目と考えられる中古トラクターの輸入台数は年間 100 台程度で、1 台/荷口といった個口の輸入荷口が多いものと見込まれている。この想定の下で中古農業機械の輸入者に発生する追加の遵守費用は、輸入者が輸入検査場所となるコンテナターミナルの管理者に支払う 22,000 円/件と見込まれる。同様に、行政費用についても把握が困難であるが、追加の費用が発生する場合、その内容は検査等を行う植物防疫官の増員に伴う人件費のみと思われる。

一方、これらの措置を講ずることで、我が国の農作物の被害とそれに伴う減収を最小限に抑える便益が期待でき、場合によっては数十億円を要する緊急防除に係る経費の発生を回避する効果が期待できる(3⑥エ)と考えられ、明らかに費用よりも便益の方が上回るため、当該規制を導入することは妥当である。

カ 出入国旅客に対する携帯品の検査

追加的な遵守費用や行政費用は発生せず(2③力)、場合によっては数十億円を要すこともある有害動植物の侵入による損害や防除費用の発生を最小限に抑えることができるようになる(3⑥力)ことから、当該規制を導入することは妥当である。

キ 有害な雑草の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ

3⑥キのとおり、措置を実施すれば日本未発生の雑草による我が国の農作物の被害とそれに伴う減収を未然に防ぐ便益が期待できる。

一方、追加的な遵守費用や行政費用は、検疫措置の具体的な内容を今後行うリスク分析により決定するため、決定した検疫措置の具体的内容に応じた額として省令の事前評価の中で示していく(2③キ)。しかし、検疫措置の具体的な内容の決定にあたっては、リスク分析の一環として費用対効果も評価することになる。このため、今後決定する検疫措置の具体的な内容は、その実施に伴い発生する費用よりも得られる便益が高いものとなる予定。

このため、当該規制を導入することは妥当である。

ク 登録検査機関による輸出植物等の検査の一部実施

行政費用については、具体的な運用が明確となっていない現時点において推計は困難だが、これまでの費用と比べて大きな差は生じないものと思われる(2④ク)。

一方、これらの措置を講ずることで、輸出者に対し受検に係る選択肢を増やし利便性を高めることに伴う間接的な便益の発生が期待できる(3⑦ク)ことから、当該規制を導入することは妥当である。

6 代替案との比較

⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション(度合い)を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

ア 侵入警戒有害動植物に係る通報制度

【代替案】

法第 21 条の都道府県による侵入有害動植物の報告を活用する代替案が考えられる。

【効果の比較】

法第 21 条の報告を活用する代替案については、新たな遵守費用は発生しないものの、有害動植物が分布する可能性のある土地は農地以外にも公園や森林など都道府県が調査する範囲以外の場所もあるので、農業者による農地からの発見事例を中心とした情報収集による同条の報告だけでは侵入警戒有害動植物の侵入等を十分に把握できないため、措置の有効性に問題がある。

なお代替案を実施した場合、費用は本規制案と同様にほぼ発生しないが、便益は措置の有効性に問題があることから、本規制案よりも少なくなる。

このため、本規制案を採用することが妥当と判断した。

イ 緊急措置命令の拡充

【代替案】

緊急でいとまがない場合に実施できる緊急措置の内容として、特に有害動植物のまん延防止に有効と思われる植物の移動制限のみを法において措置する代替案が考えられる。

【効果の比較】

有害動植物のまん延を防止する有効な対策はその種ごとに異なっており、例えばジャガイモシロシストセンチュウのように寄主植物を栽培することで密度が急激に増加する種に対しては寄主植物の栽培制限が有効な対策となるため、植物の移動制限だけでは措置の有効性に問題がある。

なお代替案を実施した場合、費用は本規制案と同様に発生しないが、便益は措置の 有効性に問題があることから、本規制案よりも少なくなる。

このため、本規制案を採用することが妥当と判断した。

ウ 総合防除計画における遵守事項に基づく農業者への防除の勧告・命令

【代替案】

遵守事項の勧告のみを規定し、命令措置は規定しない代替案が考えられる。

【効果の比較】

指定有害動植物がまん延するおそれが認められたことに伴い、都道府県が農業者に 防除の勧告を行った場合にあっても、その農業者が当該勧告に従わなければ、必要な 防除を行うことができないため、農作物に重大な損害が発生することを確実に防ぐこ とができない。

なお代替案を実施した場合、費用は本規制案と同様に小さい又は発生しないが、便益は農作物への重大な損害を確実には防げないことから、本規制案よりも少なくなる。

このため、本規制案を採用することが妥当と判断した。

エ 植物以外の物品による有害動植物の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ

【代替案】

植物以外の物品に付着する土や有害動植物による重大な被害を防ぐため、これら土等の付着リスクがある物品について、一律に輸入を禁止する代替案が考えられる。

【効果の比較】

検疫対象とする物品自体を輸入禁止とすることで、輸入検査に係る新たな行政費用 は発生しなくなるが、例えば、中古農業機械については、土等が付着していた場合に これを除去する措置も実行可能な中で物品自体の輸入を認めないのは過剰な措置であ り、輸入予定品をより高価な新品に切り替えるなどの多額な遵守費用も発生するた め、輸入者等にとって受け入れが困難と考えられる。

なお代替案を実施した場合の便益については、物品に付着する有害動植物による被害に伴う損失の回避が本規制案と同様に図れることから、本規制案を行った場合と同程度と考えられる。

このため、本規制案を採用することが妥当と判断した。

オ 土等による有害動植物のまん延の防止に係る措置の法への位置づけ

【代替案】

緊急防除を行うにあたり、消毒、廃棄、除去等の命令対象に有害動植物そのもの及び土を追加するが、移動制限の対象物に土等を追加する措置は行わない代替案が考えられる。

【効果の比較】

緊急防除の対象有害動植物が、まん延速度が速く、かつ土等を介してまん延するジャガイモシロシストセンチュウ等の有害動植物だった場合、移動規制を行わなければ

急激にその分布範囲が広がってしまうため、緊急防除の措置としての実効性を確保できない。

なお代替案を実施した場合、費用は本規制案と同様に発生しない又は限定的なものと想定されるが、便益は措置の実効性を確保できないことから、本規制案よりも少なくなる。

このため、本規制案を採用することが妥当と判断した。

カ 出入国旅客に対する携帯品の検査

【代替案】

植物防疫官の権限につき、携帯品に係る質問権限のみを新たに付与する代替案が考えられる。

【効果の比較】

代替案では、植物等を所持しているかどうかを判断するため、必要な質問を行い、 出入国者に対し強制力を持って陳述を求めることができるようになるが、質問の結果 植物等を所持しているおそれが認められても強制力をもって検査を行えないため、措 置として不十分である。

なお代替案を実施した場合、費用は本規制案と同様にほとんど発生しないが、便益 は措置の実効性を確保できないことから、本規制案よりも少なくなる。

このため、本規制案を採用することが妥当と判断した。

キ 有害な雑草の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ

【代替案】

現在、有害な雑草は法において検疫又は防除を行える対象とはなっておらず、雑草の侵入・まん延防止のために必要な措置をとることができないことから、法に位置づけること以外に代替案は想定されない。

ク 登録検査機関による輸出植物等の検査の一部実施

【代替案】

輸出植物等の検査の実施にあたり、国内全体の検査処理能力をさらに高めるため、 登録検査機関が全ての検査と検疫証明書の発給を行えるようにする代替案が考えられ る。

【効果の比較】

国際植物防疫条約において検疫証明書の発給は国のみが行えることとされており、 登録検査機関が検疫証明書を発給することは国際的に認められない。

なお代替案を実施した場合の遵守費用については、本規制案と同様に発生せず、行政費用についても、本規制案と同様に、現行と比べて大きな差は生じないものと思われる。また、遵守費用としての便益も、本規制案と同様に、間接的な便益が得られる

ものと思われる。

このため、本規制案を採用することが妥当と判断した。

7 その他の関連事項

① 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。 また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本法改正に向けた有識者会議(植物防疫の在り方に関する検討会)を下記のとおり開催し、病害虫の侵入・まん延リスクの高まり等、植物防疫制度を取り巻く状況の変化を踏まえた植物防疫制度の在り方について検討が行われた。

・植物防疫をめぐる状況の変化と課題について (第1回 令和3年3月26日)

・病害虫の発生予防・駆除・まん延防止措置について(第2回 令和3年4月27日)

・輸出入検査等の植物検疫措置について (第3回 令和3年5月28日)

・植物防疫の在り方について(中間論点整理) (第4回 令和3年6月30日)

8 事後評価の実施時期等

① 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果(便益)及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)を踏まえることとする。

改正法施行後5年を目処として事後評価を実施する。

③ 事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等を あらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。 規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

以下の指標により費用及び効果を把握する。

- ア 侵入警戒有害動植物に係る通報制度 通報数の推移
- イ 緊急措置命令の拡充 発動件数の推移
- ウ 総合防除計画における遵守事項に基づく農業者への防除の勧告・命令 総合防除計画における遵守事項の勧告・命令件数
- エ 植物以外の物品による有害動植物の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ

物品の輸入検査件数及び違反件数の推移

- オ 土等による有害動植物のまん延の防止に係る措置の法への位置づけ 発動件数の推移
- カ 出入国旅客に対する携帯品の検査 違反件数の推移
- キ 有害な雑草の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ 検疫有害動植物の輸入又は輸入植物への付着による、検査の不合格件数
- ク 登録検査機関による輸出植物等の検査の一部実施 登録検査機関による検査の件数